

美里町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した同条第5項に基づく随時監査を実施した結果を、同条第9項及び美里町監査基準第17条の規定により公表する。

令和2年7月27日

美里町監査委員 相馬光喜

美里町監査委員 櫻井功紀

1 監査の基準

本監査は美里町監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

随時監査（令和元年度会計）

3 監査の対象

令和元年度における徴収対策課に移管された債権の滞納整理及び徴収事務

4 監査の着眼点（評価項目）

- ① 滞納状況と、その理由を明確に把握し、かつ記録しているか。
- ② 催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。
- ③ 滞納者に対する滞納処分は適時、かつ適切に行われているか。
- ④ 債権の消滅に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。

5 監査の実施内容

令和2年6月29日、南郷庁舎102会議室において関係書類の提出を求めた。

6 監査等の結果

1から5まで記載した事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められる。